

# 【自動車保管場所証明申請書】の記載例

※ 自動車を運輸支局に登録(新規登録・変更登録・移転登録)する場合に必要となる書面です。

- 新車を取得する場合(ナンバーが付いていない場合)～自動車販売業者の方に確認してください。
  - 中古車を取得する場合(ナンバーが付いている場合)～自動車検査証の内容と同じに記載してください。
  - 数字とローマ字をハッキリと区別して記載してください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。
- ※[0(ゼロ)とO(オー)又はD(デー)、1とI(アイ)、2とZ、7と9、8とB、9とP、V(ヴイ)とU(ユー)]などに注意してください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436センチメートル 幅 169センチメートル 高さ 147センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区霧ヶ間1丁目2番3号 かすみ荘102号室			
自動車の保管場所の位置 東京都千代田区霧ヶ間2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.1			
※保管場所標章番号 841973632			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
〇年 △月 □日 申請者 日本太郎 (フリガナ) 日本太郎 住所 東京都千代田区霧ヶ間1丁目2番3号 かすみ荘102号室 電話番号 03(35〇1)0110			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警視庁 警察署長			
使用権原	自己・他人 共有	連絡先 氏名 日本 二郎 電話 03(3581)△555	新規・代替欄 新規 車台番号 品川550〇1234 代替 前車 現車

## 使用権原欄

- 申請する車庫の「所有者」に○印を付けます。
- ・申請者所有～自己に○印を付け、「自認書」を添付します。
  - ・他人所有～他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。
    - ①保管場所契約書の写し
    - ②駐車場料金領収書(契約書の無い時)等
    - ③保管場所使用承諾証明書
  - ・共有地～共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

## 連絡先欄

申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を記載してください。

## 新規・代替欄

- 申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに○印を付けます。
- ・新規～初めて使う車庫で、まだ証明書の交付を受けていない場合
  - ・代替～今まで使っていた車庫で、既に証明書の交付を受けている場合

※ 申請者の住所地と本拠の位置が異なる場合 ※  
 使用の本拠の位置の確認書面として、電気・ガス等の公共料金の領収書、消印のある郵便物、運転免許証、自動車検査証(軽自動車に限る)等、居住又は営業所等が確認できる資料の提出をお願いします。  
 ※追加資料の提出を求めることがあります。

## 自動車の大きさ欄

センチメートル単位で、右詰めで書きます(ミリ単位以下切り捨て)。

## 使用の本拠の位置欄

- [個人の場合]  
 実際に居住する場所の所在地を記載します。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》
- [法人の場合]  
 実際に営業を行う事業所の所在地を記載します(本社・支社等の所在地)。  
 《通常、役員の自宅や社員寮等は、法人の使用の本拠とはなりません。》

## 保管場所の位置欄

- 駐車場の所在地を住居表示で記載します(住居表示がない場合は、地番もしくは直近の番地を記載)。
- 使用の本拠の位置から2km以内です。

## 保管場所標章番号欄

- 次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載(添付)を省略することができます。  
 ※「配置図」を省略することはできません。
- 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
  - 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。
  - 申請の時点で旧自動車を保有している。

## 申請者欄

- 申請者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口書類に提出する方ではなく、自動車の使用者となっている方の住所・氏名です。
- [個人の場合]  
 住民票または印鑑証明書の住所と氏名を記載します。
- [法人の場合]  
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者名を併記します。

## 留意事項

- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 証明書の有効期限(一か月)内に運輸支局へ提出してください。
- 証明書の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後提出してください。
- 記載した内容は、インターネットからダウンロードした場合は、二枚目の保管場所標章交付申請書もあわせて提出してください。
- 警察署に備え付けのこの書類は、二枚で一組(複写式)となっております。
- 記載した内容は、インターネットからダウンロードした場合は、二枚目の保管場所標章交付申請書もあわせて提出してください。
- 証明書の有効期限(一か月)内に運輸支局へ提出してください。
- 証明書の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後提出してください。
- 記載した内容は、インターネットからダウンロードした場合は、二枚目の保管場所標章交付申請書もあわせて提出してください。